

子育て世帯や若年世帯の中古住宅の購入等を応援します！

～6月1日開始！最大100万円補助～

本市では、「誰もが安心して暮らしやすく、住み続けたいまち」を目指し、子育て世帯等の定住・移住の推進及び中古住宅の流通を図ることを目的として、6月1日より「相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業」を開始しますので、お知らせします。

1 補助対象住宅

購 入	居住誘導区域内にある中古住宅	※購入と改修の併用はできません
改 修	子世帯(補助対象者が属する世帯)が同居するために改修する、居住誘導区域内にある親世帯が所有している住宅	

Q 居住誘導区域とは？

「相模原市立地適正化計画(りっちてきせいかけいかく)」で設定している生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/019/719/zentaizu.pdf

2 補助対象者

項 目	内 容	
補助対象者 (世帯)	必須	補助対象住宅を購入又は改修する者
		相模原市の住民基本台帳に記録され、当該補助対象住宅に5年以上住み続ける意思のある者
		市税等の滞納がない者
	いずれか	39歳以下の妊婦
		いずれも39歳以下の夫婦又はパートナーシップ宣誓者
		18歳以下の子と同世帯の親

3 補助額

	基本額	加算額				最大補助金額
		親と同居 又は近居	市外転入	市内 企業勤務	津久井 産材利用	
購 入	50万円	15万円	20万円	15万円	—	100万円
改 修	対象工事費の 1/10 (上限20万円)	—	20万円	15万円	5万円	60万円

4 申請期間

令和4年6月1日(水)から11月30日(水) ※予算に達し次第募集を終了します。

5 申込方法

交付申請書と必要書類を郵送又は持参で建築・住まい政策課へ

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sumai/1025296.html>

問合せ先

建築・住まい政策課

直通電話 042-769-9817